

1. 金利リスクに係る新たなモニタリング枠組みの国内基準行に対する適用について（主要行、全国地方銀行協会／第二地方銀行協会）

- 金利リスクに係る新たなモニタリング枠組みについては、国際統一基準行に対しては、既に本年3月末より適用しているところ、国内基準行に対しては、2019年3月末から本格適用する予定である。

- この新たな枠組みは、
 - ①金融機関に対して新しい基準による金利リスク量の計算と開示を求めるとともに、
 - ②対話を通じて、各金融機関のリスクテイクの状況とその影響を総合的に把握し、必要に応じ改善を求める、というものである。金融庁としては、金利リスクの質・量のみを形式的に確認するのではなく、各金融機関を取り巻く経営環境やビジネスモデル等といった根本原因についても、十分に分析をしたうえで、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた、深度ある対話を行いたい。

- この新たな枠組みの国内基準行への適用に向け、関係する告示と監督指針を改正する必要があるとあり、6月8日、当局報告及び開示を求める金利リスク量の計算の前提となる金利ショックシナリオ等についてパブリックコメントに付したところ。

- 国際合意では6つの金利ショックシナリオに基づき金利リスク量を計算することが求められているが、国内基準行については、事務負担にも配慮し、基本となる上下パラレルシフトに、足下の金利環境に照らして蓋然性の高いスティープ化シナリオの計3シナリオに絞って義務づけることとしている。

- 金融庁としては、国内基準行において、2019年3月末の適用に向け、金利リスク管理の高度化が無理なく進められるよう、きめ細かく相談に応じる所存である。各金融機関においても、金利リスク量の計算・開示を含む適切な金利リスク管理の態勢整備をしっかりと進めてもらいたい。

2. 新元号への円滑な移行に向けた取組みについて（主要行、全国地方銀行協会／第二地方銀行協会、生命保険協会、全国損害保険協会、日本証券業協会）

- 政府では、改元に伴って国民生活に支障が生じることがないようにするため、各府省庁が連携して、新元号の公表時期を1ヶ月前と想定して情報システム改修等の準備作業を進めているところである。
- 各金融機関では、例えば、ダミーの新元号を使用したテストを事前に実施し、システム上の影響確認を早めに行うことや、旧元号が記載された証書等の取扱いを明確化しておくこと等が必要になると考えられるところ、適切に準備作業を行ってほしい。

3. 事務年度末に際して（金融検査関連）（主要行、全国地方銀行協会／第二地方銀行協会）

- 金融検査（モニタリング）については、数年前から、重要なリスクに焦点をあてた検証の実施や、当局と金融機関の間における双方向の議論の充実、金融機関の負担に配慮したメリハリのある検証等の方針を掲げてきた。また、近年はオンサイトとオフサイトを機動的に組み合わせる「オン・オフ一体の継続的なモニタリング」の実施を掲げ、社会・経済環境の変化に合わせた、効率的かつ実効的な検査・監督に取り組んできた。

（オン・オフ一体の継続的なモニタリング）

- 今事務年度からは、本年予定している組織改編を実質的に先取りする形で関係部署が横断的に連携する態勢を整備し各種のテーマでモニタリングに取り組んできたが、今後、これまでの取組みをさらに発展させ一体性を高めていく必要がある。

（双方向の対話）

- この数年、当局と金融機関が相互にレベルの向上を目指す行政に転換しなければならないという問題意識の下で取組みを進めてきた。これまでの取組みは、金融機関からも一定の評価をさ

れている一方で、「当局側の仮説ありきで建設的な対話になっていない」といった批判や、「理念としての考え方に現場の運用が追い付いていない」等の意見もあり、一層の改善が必要である。

(金融機関の負担感に配慮したモニタリングの実施)

- 従来の定期的な総合検査から、オフサイトでプロファイリングを行い、その結果に基づき、オンサイトで必要な範囲について検証するモデルへの変革を進めてきた。これについて、一定の負担軽減に繋がっているという評価がある一方で、資料徴求のあり方や日本銀行との連携など、さらなる工夫の余地があるとの意見もあり、引き続き見直しを進める必要がある。

- 今後、検査局は廃止され新たな組織体制へと移行することになるが、検査という機能は続いていくこととなる。当局が長年模索してきた検査実施上の課題への対応は道半ばであるが、新体制においても、より良いモニタリングの実現に取り組んでいきたい。

4. グローバルガバナンスについて (生命保険協会、日本損害保険協会)

- 大手保険会社は、海外事業を急速に拡大してきているが、企業文化等が異なる海外買収先を経営統合し、安定的なビジネスモデルを確立していくためには、取締役会が会社の将来像を描き、具体的な海外事業戦略等の下で経営判断を行っていくなど、ガバナンス機能を発揮していくことが重要である。

- 本事務年度は、今後10年で保険会社が海外にどう出て行き、どう海外で活動するかなど、経営戦略において海外事業戦略がどのように位置づけられているかなどについて、重点的に実態把握を行った。
また、海外事業に従事する人材の確保・育成等をどのように行っているか、買収先は実効的に管理されているかなどについても実態把握を行った。

- その結果、経営計画の中で、海外事業の中長期的な将来像を実

現するために、人材の計画的な確保や育成を行う人事戦略を策定している社が認められた一方、長期的な将来像を具体化しておらず、海外事業の進展に応じた人材の確保や育成の具体的な道筋を示していない社も認められた。

- また、海外拠点管理について、買収先のビジネスモデルを変更する際に、本邦の本社において、実現可能性を十分に検証しないまま、着手している社が認められた。
- 買収先を経営統合し安定的なビジネスモデルを確立していくことや、買収先と対等に渡り合える人材の確保や育成を行っていくことは、容易ではないので、各金融機関には、ガバナンス機能を十分に発揮し、このような課題に引き続き取り組んでもらいたい。

5. マネロン・テロ資金供与対策について（生命保険協会、日本損害保険協会）

- マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策については、FATF 審査への対応も見据え、官民が連携して体制を強化し、具体的な改善策を速やかに講じることが必要である。
- こうした観点から、金融庁としても、マネロン等対策の基本的な考え方を明らかにした「ガイドライン」を本年2月に策定するなど様々な取り組みを行ってきたところ、先般、その一環として、各金融機関から、マネロン等のリスクに関わる基礎的な定量データや態勢面に関する定性情報の報告が行われた。
- こうした定量データや定性情報の整備・収集は、保険会社各社にとっても、自らのマネロン等に係るリスクとその対策の状況を評価するために重要・必要なものであると考えており、保険会社各社が現状の体制を自己評価し、マネロン等リスクの管理態勢の整備・高度化に活用してもらいたい。
- さらに、今後 FATF 審査に向け、マネロン対策を高度化させるために

も、本年2月に策定した「ガイドライン」の記載と、各金融機関における現状との差異（ギャップ）を分析し、講じるべき具体的対応を検討してもらいたいと考えている。

- 当庁としても、こうしたデータ報告やギャップ分析の結果については、今後、分析・検証等を行った上、保険会社や金融機関等に対し傾向分析、共通課題、参考例等を還元したいと考えている。
- なお、保険会社や金融機関等が対策を円滑に実施していくためには、利用者の理解が不可欠であり、先般、スマートフォン用ニュースサイトや新聞において政府広報を行い、利用者に理解を求めたところ。また、当庁ホームページ上にも、マネロン等対策への幅広い理解を求める特設ページを設置している。
- FATF 審査までに残された期間も短くなる中で、対策の高度化に向けた具体的対応を実行していくことが必要であり、貴協会・保険会社各社においては、着実・迅速に措置を講じてもらいたい。

（以上）